

大和市告示第43号

大和市固定資産税等に係る返還金の支払等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月24日

大和市長 大 木 哲

大和市固定資産税等に係る返還金の支払等に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市固定資産税等に係る返還金の支払等に関する要綱（平成24年大和市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に掲げる事項」を「の各号」に改める。

第7条第2項中「固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法」を「固定資産評価基準」に改め、同条第4項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率（第14条において単に「法定利率」という。）」に改める。

第9条、第11条及び第12条の見出し中「支払い」を「支払」に改める。

第14条第2項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。